



平成 27 年 5 月 21 日

会 社 名 シノブフーズ株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 松 本 崇 志  
(コード 2903 東証第 2 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 清水 秀輝  
(TEL. 06-6477-0113)

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えるため、株主総会において補欠監査役を選任できることの明文化と選任決議の定足数の規定を行うとともに、選任の効力を変更するものです。また補欠監査人の条項を設け関連する事項を移項し、あわせて条数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行される改正会社法により、あらたに責任限定契約の対象となる業務執行取締役等でない取締役および監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 36 条第 2 項（損害賠償責任の一部免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 36 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。（下線は変更部分を示しております）

現行定款	変更案
(員数) 第27条 (記載省略) 2. <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u>  (条項追加)	(員数) 第27条 (現行どおり) 2. (削除)  (補欠監査役) <u>第28条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

現行定款	変更案
	2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。
第29条～第34条 (記載省略)	3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。 第30条～第35条 (現行どおり)
(損害賠償責任の一部免除) 第35条 (記載省略) 2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外取締役、社外監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定めを限度とする。 第36条～第39条 (記載省略)	(損害賠償責任の一部免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)監査役および会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定めを限度とする。 第37条～第40条 (現行どおり)

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

以 上